

半田市児童福祉団体活動費補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、児童の健全育成を図るため地域で活動する団体に対し交付する補助金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、市内の児童館を拠点として活動するボランティア団体（以下「補助対象事業者」という。）の行う事業で、児童福祉に係るものとする。

2 補助対象事業者は、1児童館当たり1団体とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定を行うとともに、補助金交付決定通知書（様式第2）により、補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(補助金の請求及び交付)

第6条 補助対象事業者は、前条の交付決定通知を受けた場合は、補助金交付請求書（様式第3）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第7条 補助対象事業者は、事業を完了したときは、速やかに補助金実績報告書（様式第

4) に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部を取り消し、又は返還させることができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をする等、補助金の交付に関し不正な行為を行った場合

(検査等)

第9条 市長は、補助対象事業者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査を行うことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

年 月 日

半田市長 様

申請者 住 所

名 称

代表者

補助金交付申請書

半田市児童福祉団体活動費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり補助金を交付されますよう関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 申請額

金 円

2. 補助金交付の対象事業

添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

様式第2（第5条関係）

年 月 日

様

半田市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました半田市児童福祉団体活動費補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 補助金交付決定額

金 円

2. 条件

補助金は、補助金交付申請書に記載の事業に充てるもので、その他の経費に支出してはならない。

様式第3（第6条関係）

年 月 日

半田市長 様

申請者 住 所

名 称

代表者

補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定されました半田市児童福祉団体活動費補助金
について、下記のとおり請求いたします。

記

補助金交付請求額

金

円

様式第4（第7条関係）

年 月 日

半田市長 様

申請者 住 所

名 称

代表者

補助金実績報告書

年 月 日付で交付されました半田市児童福祉団体活動費補助金について、下記のとおり実績を報告します。

記

1. 補助金交付額

金 円

2. 補助金交付の対象事業

添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書